



国保イメージキャラクター
篠田 麻里子

国民健康保険は、
みんなで支え合う
思いやりの制度です。
国民健康保険税の納付には、
口座振替が便利です。

国民健康保険の税率および税額が上がりました

生活習慣の見直しと適正な受診を
心掛けて国保の医療費の抑制を！

高齡化の進展や生活習慣病などの慢性疾患患者の増加などの理由で本町の医療費は増加し、国民健康保険の運営は非常に厳しい状況となり、平成24年度は国民健康保険税の税率も引き上げることとなりました。これからは、今まで以上にみんなで健康づくりに取り組み、医療費を増やさないようにしましょう。

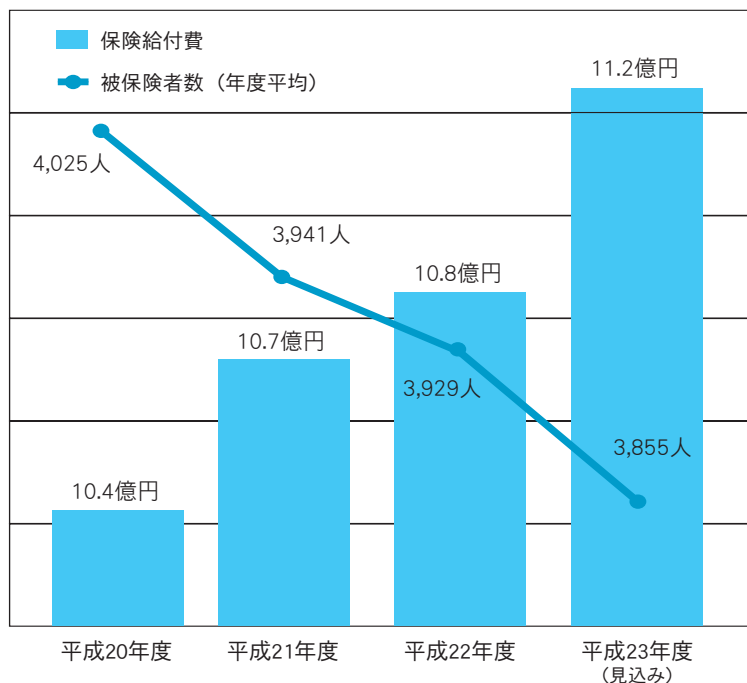
■平成24年度から国保税の税率などが変わりました

本町の国民健康保険の被保険者数は、数年前から減少しているにもかかわらず、高齡化の進展や医療技術の進歩、生活習慣病などの長期治療を必要とする慢性疾患患者の増加など、さまざまな理由で本町の医療費は年々増加しています。

医療費の増加により、国保の財政は非常に厳しい状況になっています。町では、平成24年度から国民健康保険税の税率および税額などを改定せざるを得なくなりました。

将来にわたって町民の皆さんが安心して暮らせるよう、本町の国民健康保険事業を安定的に運営していくために、国保財政

●甲佐町国民健康保険の財政状況と被保険者数



●平成24年度甲佐町国民健康保険税の税率および税額の改定一覧

国民健康保険税の項目		医療給付費分 (75歳未満)	後期高齢者支援分 (75歳未満)	介護納付分 (40歳～64歳)
①所得割	所得申告に基づく課税所得金額	7.00円 (6.00円)	2.70円 (2.20円)	1.20円 (0.80円)
②資産割	土地家屋にかかる固定資産税額	31.00円 (28.70円)	12.00円 (11.30円)	7.00円 (8.00円)
③平等割	1世帯あたりの金額	20,000円 (24,000円)	7,000円 (6,000円)	3,000円 (3,000円)
④均等割	被保険者1人あたりの金額	24,000円 (17,000円)	9,000円 (8,000円)	6,000円 (6,000円)
年税額	1年間の税額	①+②+③+④	①+②+③+④	①+②+③+④
課税限度額	年税額の最高額 (770,000円)	510,000円	140,000円	120,000円

※(カッコ)内は、平成23年度の税率および税額です。

の実情をご理解いただき、税率および税額の改定にご協力をお願いいたします。

これからは、今まで以上に、みんなで健康づくりに取り組み、医療費を増やさないようにしましょう。

医療費の抑制のため、健康な体作りのために、皆さんの食生活や運動、ストレス発散や快適な睡眠など、生活習慣を見直すとともに、町で実施する特定健診を受診しましょう。

■国保税の軽減を受けるには

世帯の所得により、国保税の軽減措置が受けられる場合があります。

所得に応じて、7割・5割・2割の軽減があります。軽減を受けるには、税の申告が必要です。平成24年度の税の申告がまだお済みでない人は、早急に町税務課にて申告してください。

●お問い合わせ先

・国民健康保険について

町住民生活課

☎096-234-1113

(内線106・108)

✉k1g204@town.kosa.lg.jp

・税の申告について

町税務課

☎096-234-1112

(内線115)

✉k1g105@town.kosa.lg.jp

受けよう！特定健診！ ～40歳以上75歳未満の国保加入者が対象です～

近年、生活習慣病が増加してきており、医療費の増加の1つの原因になっております。

生活習慣病は、自覚症状がないうちに進行します。生活習慣病の予防と健康づくりのためにも、特定健診を毎年1回受診しましょう。健診後には、保健師、管理栄養士などのサポートにより、自分にあった健康づくりもできます。

特定健診を受けて、自分自身で未来の健康を手に入れましょう！

●健診期間

7月8日(日)～15日(日)

●健診場所

町総合保健福祉センター

●特定健診対象者

40歳～74歳の国民健康保険被保険者

●特定健診料金

1,000円

●お申し込み先

町総合保健福祉センター、または町住民生活課

※がん検診も、同時期に実施しています。

●お問い合わせ先

・町総合保健福祉センター

☎096-235-8711

✉k1g113@town.kosa.lg.jp

・町住民生活課

☎096-234-1113 (内線106)

✉k1g204@town.kosa.lg.jp